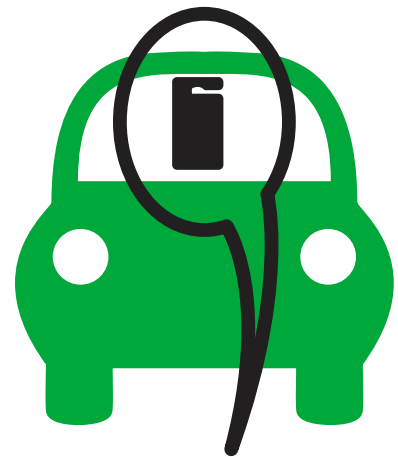


京都おもいやり駐車場 利用証制度



京都おもいやり駐車場利用証制度とは

障害や高齢・難病で歩行が困難な方、または、けが人や妊産婦で一時的に歩行が困難な方など本当に必要な方に利用証を交付して車いすマークの駐車場を利用いただくための制度です。

利用できる駐車場には、「京都おもいやり駐車場」の表示をしています。

利用証

おもいやり駐車場を利用する際に、自動車のルームミラーにかけるなど、外から見えるように掲示します。

他府県に設置されたおもいやり駐車場にも利用できます。
(京都府内では、公安委員会が発行する駐車禁止除外指定車標章も利用証として代用できます。)



交付対象となる方

以下の基準に該当する方で、歩行や車の乗降が困難な方

●身体障害者手帳の障害の等級が次の表に該当する方

視覚障害者		1~4級
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	2,3級
	平衡機能障害	3,5級
肢体不自由	上肢	1~2級
	下肢	1~6級
	体幹	1~3,5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1~2級
	移動機能	1~6級
心臓機能障害		1,3,4級
じん臓機能障害		1,3,4級
呼吸器機能障害		1,3,4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1,3,4級
小腸機能障害		1,3,4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1~4級
肝臓機能障害		1~4級

●知的障害者

療育手帳の障害の程度が「A」の方

●精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方

●難病患者

特定疾患医療受給者票をお持ちの方

小児慢性特定疾患医療受診券をお持ちの方

●高齢者等

要介護状態区分が「要介護1」～「要介護5」の方

●妊産婦

母子健康手帳取得時～産後12ヶ月までの方

(産後は乳児同乗の場合のみ)

●けが人

けが等により一時的に移動に配慮が必要な方

●その他

診断書等により、歩行や乗降が困難と認められる方

申請手続き

●窓口

京都府府民総合案内・相談センター	075-411-5000	山城南保健所	0774-72-0979
家庭支援総合センター	075-531-9600	南丹保健所	0771-62-0361
乙訓保健所	075-933-1154	中丹西保健所	0773-22-5766
山城北保健所	0774-21-2102	中丹東保健所	0773-75-0856
山城北保健所綴喜分室	0774-63-5745	丹後保健所	0772-62-4302

●必要書類

①申請書：窓口に備え付けているほか京都府ホームページからもダウンロードできます。

ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/omoiyari-pp/>

②確認書類

○身体障害者：身体障害者手帳 ○知的障害者：療育手帳 ○精神障害者：精神障害者保健福祉手帳

○難病患者：特定疾患医療受給者票、小児慢性特定疾患医療受診券 ○高齢者等：介護保険被保険者証

○妊産婦：母子健康手帳 ○けが人：診断書等（歩行、乗降の状態がわかるもの）、本人確認書類

○その他：診断書等（歩行、乗降の状態がわかるもの）、本人確認書類

●申請方法：上記窓口での申請のほか、郵送でも受け付けます。

送付先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府健康福祉部 地域福祉推進課

郵送による申請の場合は、申請書のほかに確認書類の写し、返信用切手140円（利用証1枚の場合）を同封してください。

問い合わせ先

●京都府健康福祉部 地域福祉推進課 TEL 075-414-4551 FAX 075-414-4615